



内務省特報

◎内務省告示第四百十五號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年三月十二日

路線名 區

三十五號

福井縣敦賀郡粟野村地内

昭和三十七年三月十二日

◎内務省告示第四百五十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年三月十九日

路線名 區

三號

自鹿兒島縣始良郡加治木町至同縣同郡帖佐村

昭和十七年三月十九日

◎内務省告示第四百五十七號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年四月一日ヨリ大阪府

岸和田市泉南郡春木町、山直町及南掃守村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ岸和田市ヲ置ク

昭和十七年三月二十日

内務大臣 湯澤三千男

◎内務省告示第四百五十八號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年四月一日ヨリ大阪府泉北郡大津町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ泉大津市ヲ置ク

昭和十七年三月二十日

内務大臣 湯澤三千男

◎三月二十五日の大政翼賛會に於ける湯澤内相の要請

第一は選舉を機とし必勝の國民士氣を昂揚し、大東亞戰爭完遂に對する舉國鐵石の決意をいよいよ強固ならしめるものである。即ち本運動は單なる選舉啓蒙運動にあらず、洵に選舉を機とする大東亞戰爭完遂の舉國的運動であり、選舉を通じ國民が聖戰完遂の鐵石の決意を表明すべき一大運動にはかならない。

第二は清新、強力なる翼賛議會を確立せんがために國民の政治

的意欲を積極的に昂揚せしめるものである。この學國的運動において大東亜建設の聖業を貫徹せんとする國民の赤誠と至情とが示され翼賛議會確立のため國民の眞摯忠誠なる政治意欲が力強く昂揚されることが望ましい。従つて在來の選舉に現れた無關心といふが如きことはここに排斥せられねばならぬものと信ずる。

第三は大東亜戦争完遂の大目的に對し眞に大政翼賛の重責に任ずべき人材が議會に進出する機運を醸成することである。

第四はこの重大時局下の選舉に對し選舉の倫理化を徹底し、斷じて在來の弊害を一掃し、公正にして明朗なる選舉を實現せんとすることに於ける。この非常時下に行はれる選舉こそ國民がここに選舉界にまつはる宿弊を斷乎一掃するの機會と信ずるのである。

以上申述べた基本方針の下に政府は今次の選舉に臨まんとするもので本運動實施のためには大東亜戦争完遂、翼賛議會の確立理想選舉の實現を目標に一大國民啓蒙運動が展開せられることを期待するのである。そしてこの啓蒙運動が部落會町内會隣保班の末に至る組織は勿論各種團體、各種職域組織を動員する國民の運動として活潑に展開せられることを希望するのである。なほ本運動は官民眞に一體の國民運動であるから政府自ら運動全般の指導に當るは申すまでもないところであるが、一面民間においても本運動が眞に大政翼賛運動たるに कांगがみ大政翼賛會が中心となり、よく政府地方廳に協力せられて活潑なる民間運動を展開せられん

ことを希望する。

◎ 地方長官會議に於ける東條首相の訓示

東條内閣總理大臣は三月三日地方長官會議の第一日左の如き訓示をされた。

訓示要旨

大東亜戦争は未だ緒戦の段階に在り、戦争は正に今後にあるのである。帝國は更に大東亜における戰略據點を確保すると共に、重要資源地域を我が管制下に收め、以て我が戦力を擴充しつつ獨伊兩國と密に協力し互に相呼應して益々積極的作戰を展開し、米英兩國を屈服せしむるまで戦ひ抜かんとして居るのである。全國民は今こそいよ／＼必勝の信念の下如何なる艱難辛苦をも克服して國家に報じもつて飽くまで最後の勝利を獲得せんことを固く決意せねばならぬ。こゝにおいて地方長官の責任は益々重大を加へつゝある。私は二三の要望を述べて特に諸君の實行を期待致したいと思ふ。

其一は前回の會議に於て爲せる訓示の徹底に就てである。前回の會議に於て私は時局の推移に鑑み諸君地方官自らが官民團結の紐帶となり、舉國一體の實を擧ぐべく又行政處理に當つては敏速果斷機を失せず政府の施策を透徹せしめて其成果を速かに期し得る如くし且國民に接するには必ず誠意と懇切とを盡し温情を以て事を處すべく又部下を率ゐて率先官紀の肅清を保持すべきこと等

を諸君に明かに要望したのである。

大東亞戰爭開始に伴ひ國民の士氣愈々昂揚せられ、團結また堅きを加へてをる此際、更めて深く自ら省察し、此上共此等訓示の徹底的實行を圖られ度い。

其二是戰時下における行政實施の要領についてである。政治の根本的要諦として「政治が事務を支配すべきであり、事務が政治を支配すべからざる」ことは、當然のことであるが、戰時下において特にその重要性を痛感せらるゝものである。これあつてこそ戰時下行政の不可缺の要件たる敏速果斷機を失せざる適切なる措置もこれを期待することが出来るのである。

然るに現下行政實施の跡を顧みて、果してこの點に所期の成果を擧げて居るであらうか、此戰時緊急の時局に當り私は我國官吏全般に對し特に此點に就き反省を求むるものである。而して之が實行に當つては上官たる者は自ら廳局の陣頭に立つて、常に勉強し自ら努力し自己の任務遂行に必要な各方面の状況を明確に把握し且又凡ゆる角度より検討して進むべき方向を周密に計畫し、一度決意せば明確に之を部下に指示し、しかも一度命じたることは絶対に放置することなく、必ずその實施の状況を逐一報告せしめ絶えず監察して指導し行かねばならぬのである。

其三是官吏の勇往邁進の氣風に就てである。誠心誠意、私心を一擲して如何なる困難をも辭せず、職務の遂行に勇往邁進するこ

とはこの大戰時下においては、官吏たる者に特に必要なる事である。官吏たる者は一人残らず、進んで難局に當る勇猛心を奮ひ起してこそこの重大時局も切り抜けることが出来る。

こゝに官吏の積極性が特に要求せらるゝのである。現戰時下においては責任の波及を恐れて消極に墮し或は難事に臨んで遲疑するが如きは大禁物である。

其四は行政に潤を持たすことについてである。現下國民は第一線將兵の赫々たる戦果を喜び彼等の勞苦を偲んで黙々として凡ゆる困難をも甘受して活動を續けて居るのである。しかも此實情に在る所以のものは、一國一家互に助け合ふ我國古來の淳風美俗に基くものであり、此點は益々助長されねばならぬ戦力發揮の根本問題なのである。

以上の事情に鑑みて戰時下においては特に指導者たるべきものは國民と苦樂を共にし家族の温情を以て行政事務を實行せらるゝことが卑近にして而も極めて緊要なるものである。

之を要するに戰には是が非でも勝たねばならぬ。第一線將兵は死生を超越して現在戦ひ續けて居る、異境の征野に在つて偶々陣中閑を得て思ひを馳するは家郷の安否である、諸君は身を挺して銃後國民を率ゐる第一線將兵をして安んじて戦闘に専念せしめねばならぬ。次に政府の施策につき所信の一端を披瀝し諸君の職責遂行に資し度い。

政府が戰爭遂行力強化のため特に力を用ひつゝある事項は重要國防産業の生産擴充、戰時食糧對策の整備、交通運輸特に海上輸送の改善強化、國民貯蓄の増強等である。これに關しては諸君の一段の努力を要望するものである。更に國民の素質の向上と人口の増加とを期せんが爲政府は教育全般の刷新強化と國民保健施設及び醫療制度の根本的整備を行はんと居る。諸君に於ては以上政府の施策を十分諒解し地方の實情に應じ、其有效適切なる實施を期せられたい。

來月末に行はんとする衆議院議員總選舉は前回の總選舉以來滿五年支那事變開始以來最初の總選舉である。未曾有の重大戰時下において敢て今次の總選舉を行はんとする所以のものは一には選舉を期して戰時下國民の總力を集結し、舉國いよ／＼決意を固くして戰爭目的の完遂に邁進せんとするものであり、一には又今回の選舉によつて支那事變以來殊に大東亞戰爭開始以來飛躍的に發展を遂げたる時局の新段階に對應すべき清新なる議會の成立を期待せんとするものである。よつて政府はこの選舉が舊套を一掃して眞に公正明期に行はれ、これによつて大政翼賛の熱意に燃え、大東亞戰爭の目的完遂のために積極的力を致すべき有爲の人材の一人にても多く選出せられんことを熱望するものである。諸君においては、この政府の意向を體し、今次選舉の實施につき遺憾なきを期せられたい。

◎地方長官會議に於ける湯澤内務大臣訓示の要綱

今次總選舉は皇國の隆替と東亞の興廢とを決せんとする皇國未曾有の大戦の中に決行せられる政府はこの選舉こそ國內に漲る報國の情熱と澎湃たる聖業翼賛の氣運との下において、曠古の大戦と歴史的な大建設の聖業とに對し、敢然邁進する我が國民の意氣と氣魄とを示し、いよ／＼その決意を鞏くせしむべき絶好の機會なることを信ずるとともにこの選舉を通じ時局の新段階と國家の要請とに應ずべき清新強力なる翼賛議會の確立するに至らんことを切望して已まない。従つて政府はこの機會において、翼賛選舉貫徹のため官民一體の舉國の一大運動を展開せんことを決意した。而かして選舉肅正運動の趣旨に則り選舉の倫理化を徹底し、選舉界の弊風を一掃しもつて選舉の公開を期するはもとより、さらにその趣旨を擴充し、一步を進めて大政翼賛の氣運と國民の積極眞摯なる政治的意欲との昂揚を圖り、もつて眞に時局の要請に應じ大政翼賛の重責に任ずべき有爲の人材を議會に動員せんとするものである。これがため適切なる各般の積極的方途が活潑なる展開を示さんことを期待する、選舉の取締については嚴正公平これに當るは國よりであるが、勉めて國民の自覺と協力を促し、未然に事犯の防止を圖るに意を用ひられたい。他面選舉に際し國家機密を漏洩し、あるひは國論の分裂、國內の相剋などを醸成するが如き言辭の許すべからざるはいふまでもないと、これに對

しては十分な警政を加ふる要がある。

國民防空の整備強化を圖るは時局の推移とともにいよく緊切なるものがある。各位は中央の施策に對應し地方の實情に即して有效適切なる施設を講ずるはもとより、民心の動向に留意し、開戦時に示された民心の緊張を持續強化せしめ、堅忍不拔の防空精神を確立、磐石の防空態勢を確立するやう格段の意を致されたい。

治安維持の完璧を期するは、戦時下最も重要とするところである。開戦以來統後治安に微動だも生じないのは喜びに堪へない、さらに今後益々必勝不敗の國防態勢を強化せんがためには、國民生活上一段の艱苦を伴ふことはまことに已むを得ない。各位は常によく民心の動向と事態の推移とを洞察し苟しくも、治安の障碍となり、國家の發展を阻害するがごとき事實に對しては斷乎たる措置を講ずるとともに、民情の實相を窮め國民の希求するところに細密な注意を拂ひもつて、健全な國民生活の維持と民心の安定とを圖り、よく長期持久に堪へしむるやう特に意を用ひられたる。

時局の推移は行政の領域を擴大し、今や國民生活の各分野は悉く行政の關與するところとなつた。この秋に當り行政運営の適正と官紀の嚴肅とを期するは獨り民生の福利に關するのみならず、實に現下國家態勢の信用と權威とに關するものといはなければならぬ。行政の處理に當り常に誠意と懇切とを竭し、國民をして官

の措置と處遇とに對し苟も不平不満ならしめ、進んで官に對する民人の信頼を高めしむることに今後一層努められんことを切望する。

時局の推移に伴ひ行政に臨む地方長官の態度も平穩安易なりし昔日に比し自らその趣を異にせざるを得ない。すなはち今日地方長官が行政に當るに際しては、空しく行政の組織に坐し、ひたすら部下吏僚に依存して行政をその機械的な運行に委するを許さぬ地方長官自ら思索勸業しその識見を錬磨して國家の大局と地方民人の利害とを洞察究明し、確信に従つて地方行政の方針を確定し自らその陣頭に立つて部下吏僚を指揮督勵し、もつて時局に對應する活潑強力なる地方行政の進展を期するとともに、地方の實情と施政の實績とに徹し、進んで政府の施策に建言協力し、もつて民情の實態に適應する適實なる國政の遂行を推進するの熱意を示されんことを望む。

◎帝國議會に於ける東條内閣總理大臣の演説

三月十二日第一戰勝祝賀の日東條首相は帝國議會に於て左の如き演説を爲した

既に大本營より發表されました通り、九日ジャバ全島の制壓成り、ここに關印全土は、その死命を制せらるるに至り、又ビルマ最大の據點ラングーンも八日遂に陥落致しました。戦況につきましては陸海軍當局より報告がありますが、私はこの機會におき

まして重ねて所信の一端を披瀝し得ることを欣快とするものであります。

私は去る一月二十一日、次いで二月十六日日本議場におきまして我が眞意を了解せず徒らに無益の抵抗を續けつつある蘭印軍を徹底的に撃碎し、更にビルマ方面における英國の軍事據點を覆滅し米英の援蔭通路を遮断せんとする帝國の固き決意を表明致しました。而して今や蘭印最後の據點ジャバ島も、三月一日皇軍の上陸するところとなり、五日首都バタビヤ、次いで要衝ストラバヤも亦陥落し、遂に九日に至り蘭印政府は無條件に我軍門に降伏し、ここに略蘭領印度の戡定を終つたのであります。一方ビルマ方面におきましては、皇軍は長驅天險を越えてビルマ平野を席卷し、遂に八日英國の東亞侵略の一大據點であり、また米英の對支援助の唯一の門戸たるラングーンを陥れ、所謂ビルマ・ルートは皇軍の威力の前に完全に潰滅せらるるに至つたのであります。かくて僅か二十日にして帝國政府の曩に表明せるところは悉く現實の貌となつて現はれたのであります。斯くの如く短時日の間に蘭印を制しビルマの要域を我手に收むるに至りましたことはこれ偏に御稜威の下、我忠勇無比なる皇軍將兵の勇戰奮闘の賜物でありまして、誠に御同慶に堪へない次第であります。

今や皇軍に依り米英の羈絆より解放せられたる香港、マニラ、昭南港その他の要領においては、民衆は皇軍に全幅の信頼を寄せ

新しき建設に向つて早くも逞しき歩みを續けてをりますことは誠に力強き限りであります。今私はインドネシア人及びビルマ人が多年にわたり英、蘭の壓制下に呻吟し來れる苦惱に對しまして深き同情を表するとともに、新たに大東亞建設の一員として新しき發足を遂げ今後いよいよ正しく繁榮せんことを念願するものであります。蘭印およびラングーンの陥落により、濠洲および印度は、直接我が武力の前に立つことになつたのであります。私はこの機會におきまして重ねて濠洲および印度に對し帝國の所信を表明したいと思ふのであります。地域廣大なるに拘らず人口極めて稀薄であり、しかも米英本國と隔絶せる濠洲が我が精強なる武力に對し自己を防衛し得ざることは濠洲人自ら知悉してゐる筈であります。従つて國民の福祉を全うするために今日如何なる態度に出づべきやは自ら明かなるところであります。濠洲が今にしてその態度を改めずんば今日の蘭印の運命はこれ取りも直さず明日の濠洲の運命となるのであります。私はこの際濠洲が情實と因縁とに拘泥することなく、眞に事態を究めて天の命するところを正視し、速かにその最も重大なる舉措を決せんことを期待するものであります。

印度民衆に對しましては帝國は素よりこれを敵とするものではないのであります。然し乍ら帝國は米英勢力を徹底的に破碎せんとする從來の決意には毫も變化なきことを重ねて、こゝに表明す

るものであります。今や「ビルマ人のビルマ」は出来上らんとして居ります、印度四億の民の多年の願望であります。「印度人の印度」の實現するは正に今日にありと私は確信するものであります。英國は多年印度を欺き、これが壓制を續けて參つたのであります。前大戦の際、英國の爲したる約束の正體が遂に如何なるものであつたかは今なほ印度人の記憶に新たなるところであると信ずるのであります。今やまた英國はあらゆる甘言を以て印度を欺かんとして居ります。もしそれ印度の指導者にして、この英國の甘言に誤られ、印度民衆多年の希望を裏切り、この天與の機會を失ふが如きことありと致しまするならば、印度は永遠に救はれるの機なく四億民衆の不幸これより甚だしきはないと信するのであります。今起つて「印度人の印度」として大東亞共榮圈建設の光榮を擔ふか俯して永久に米英の桎梏の下に奴隸の名を後世に傳ふるか今や正に印度は過去を清算しこの緊迫せる新事態を直視し最後の決意をなすべき秋に當面してゐるのであります。今やラングーン陥落して米英との連絡はこゝに全く遮斷せられ、重慶政權は文字通り孤立の状態に陥つたのであります。而してなほ米英の重慶に與へんとするものは價值なき黄金であり、而もこれに對し、米英が重慶より求めんとするものは中華民國國民の血と肉なのであります。今日米英があらゆる欺瞞と甘言とをもつて諸民族を籠絡し、他の國家を擧げて自己防衛の犠牲にし、しかも一度敗るゝ

や弊履の如く捨て、敢て顧みざる生々しき事實を目のあたり見てしかもなほ悟らざる重慶の指導者に對して私はいひ知れぬ義憤を感ずるものであります。而してこの花々しき大東亞の黎明期において彼等指導者に盲從して無益の戦ひを續け、無益の苦しみを嘗めつつある重慶政權下の民衆に對しては私は衷心より感みを感じる次第であります。大東亞戦争開始以來ここに僅かに三箇月、今や米英の主力艦隊は太平洋よりその影を没し、西南太平洋の據點また悉く我掌中に陥つたのであります。戦前帝國の國力を輕視し自ら不敗の態勢を豪語し我正當なる主張を拒否し、遂に帝國をして戦端を開くの止むなきに至らしめたる米英は今や戦つて敗れざるなく、守つて失はざるなき現實を暴露してゐるのであります。この現實の暴露に對し米英の爲政者の責任を回避せんとする辯明と思ひ及ばざる虚構の宣戰とを聞き、私は彼ら政府當局の厚顔無恥なる態度に對し批評の言葉を發見するに苦しむ所であります。而して米英政府當局は徒に遠き將來に淡き希望を繋ぎ、その大軍備擴張を呼號してゐるのであります。斯の如きは太平洋において彼らにとつて代つた我戰略的優位を故意に輕視し、又皇軍積年の訓練作戦の至妙、將兵の忠勇、國內不動の結束に對し殊さらに目を閉ぢ、徒らに計數を掲げて自らの不安焦燥を蔽ひ隠さんとするものであります。彼等の希望の水泡に歸すべきは火を踏るよりも明かであります。私は茲に爲政者の野心に誤まれてその傳統

を破り目途なき戦争を敢てし歩一歩破滅の道を辿りつゝある米英國民はこの際深く反省すべきものであることを確信する次第であります。

◎技術院事務分掌規程改正 (二月二十八日發令)

庶務課

第一部

- 一、科學技術ノ水準向上ニ關スル事項
- 二、科學技術ノ動員ニ關スル事項
- 三、科學技術ニ關スル民間研究機關ノ助成及指導ニ關スル事項
- 四、工業標準化及工業品ノ規格統一ニ關スル事項
- 五、院内各部事務ノ連絡調査ニ關スル事項

第二部

- 一、航空ニ關スル技術ノ躍進ニ必要ナル計畫ノ設定及實施ニ關スル事項

第三部

第四部

- 一、航空ヲ主眼トシテ材料、機械、電氣等ニ關スル技術ノ躍進ニ必要ナル計畫ノ設定及實施ニ關スル事項
- 二、前號ノ技術ノ躍進ニ必要ナル學理研究ノ振興ニ關スル事項
- 一、内外ノ科學技術ノ調査ニ關スル事項
- 二、内外ノ科學技術ニ關聯アル資源ノ調査ニ關スル事項

◎南方諸國面積人口一覽表

地 名	面積(方料)	比 較	人口(單位萬)	摘 要
香 港 島	一、〇一二	佐渡ヶ島ヨリ稍々大	八五	白人七千、他全部支那人
ピ ル マ	六七〇、〇〇〇	帝國ニ略々同ジ	一、六八二	印度人百萬、白人三萬
馬 來	一三三、〇〇〇	九州四國北海道ヲ合セタモノ	五五〇	支那人二百三十三萬、印度人七十五萬、白人三萬
昭 南 島	八五七	佐渡ヶ島ニ同ジ	七五	支那人五十九萬、印度人六萬、白人一萬五千
ポ ル ネ 才 島	七五一、七五八	本州ノ三倍半ヨリ稍々小	二九三	支那人十七萬
比 律 賓 群 島	二九六、二九四	本州ヨリ稍々大	一、三六九	支那人十二萬、白人二萬
ル ソ ン 島	一〇五、七〇八	朝鮮ノ半分	七五六	支那人八萬、白人二萬四千

ミンダナオ島	九五、五八七	北海道ヨリ稍々大
グアム島	六〇〇	淡路島ニ略々同ジ
印度(セイロン島含)	四、〇八〇、〇〇〇	帝國ノ約六倍
泰國	五八〇、〇〇〇	内地ト朝鮮ヲ合セタモノ
佛印	六七〇、〇〇〇	帝國ニ略々同ジ
瓜哇(マツラ島含)	一三二、二〇〇	本州ノ約半分
スマトラ島	四二五、一四三	本州ノ約二倍
セレベス島	一八九、一〇〇	朝鮮ヨリ稍々小
モルツカス島	五五、九〇〇	九州四國東京府ヲ集メタモノ
チモール島	八二、二八九	北海道ヨリ稍々大
バプア島(ニューギニア)	七八五、〇〇〇	内地ノ二倍ヨリ稍々大
ソロモン諸島	二九六七六	北海道ノ約三分ノ一
ニューシランド	二六七、八〇〇	本州ト九州ヨリ稍々大
濠洲	七、七〇四、二〇〇	帝國ノ十一倍強

◎警察部長事務打合會

三月十三十四の兩日各府縣警察部長事務打合會が内務省で開催された。戰時經濟の圓滑なる運営、言論出版物の徹底的取締並に敵性諸國の諜報宣傳謀略對策、國土防衛の整備強化、宣傳取締りの嚴正公平に關しての訓示があり、次に警察力の確保警備力の運用、治安確保、戰時防諜強化、經濟警察の運営出版物取締等につき指示あり湯澤内相の訓示東條首相の挨拶があつた。

◎郵便新料金

郵便新料金の主なるものは次の通り

内國郵便料金

一、通常郵便料金

【第一種】

有封書狀二十グラムまで毎に五錢

印刷書狀 百グラムまで毎に四錢

一七五 白人七百
一九 白人一千二百

三五、八〇〇 白人六十萬(英人十數萬)

一、四五〇 支那人五十萬、マレー人四十萬、白人八萬

二、五〇三 安南人約一千七百萬、白人三萬餘

四、一七二 支那人五十八萬、白人十九萬

八二六 支那人四十五萬、白人二萬八千

四二四 支那人四萬、白人八千

八九 支那人九千、白人五千

二一四 支那人七千、白人一千

一七二 支那人二千、白人六千

一〇 白人五百

一六三 土着民十萬、白人百四十萬

六九三 土着民五萬五千、他白人

【第二種】

通常はがき 二錢(改正なし)

往復はがき 四錢(改正なし)

封緘はがき 五錢

【第三種】

左記以外百グラムまで毎に一錢

發行人または賣捌人より差出す日刊の新聞、官報、通信

二百グラムまで(一錢) 以上百グラムまで毎に一錢

【第四種】

左記以外百グラムまで毎に四錢

低料約東郵便の承認を受けたるもの百グラムまで毎に二錢

盲人用點字のもの一キロまで毎に一錢

【第五種】

百グラムまで毎に一錢

(一)小包郵便料金

五百瓦	迄	一貼	迄	二貼	迄	三貼	迄	四貼
内地相互(普通書留)	二五	三〇	四五	六〇	七五	九〇	一〇五	一二〇
内地外地(普通書留)	三〇	四五	六〇	七五	九〇	一〇五	一二〇	一三五
(二)特殊取扱料金	書留料	一二錢						

【價格表記料】

内務省特報

通貨(十圓迄) 以上十圓迄毎に 書留料と十錢

物品(廿圓迄) 以上廿圓迄毎に 書留料と五錢

引受時刻證明料 一〇錢

配達證明料(差出の際) 一〇錢

【内容證明料】 一通の謄本一枚のもの 二十錢

一通の謄本二枚以上のもの(最初の一枚) 二〇錢

訴訟、審判、審査および徵用書類、郵便、特別取扱料 一五錢

【速達料】

普通地域現在八錢の地域および配達局より四キロ以内の地宛 一二錢

特別地域(普通地域以外の地)宛十六キロまで五〇錢、以上四

キロまで毎に五〇錢

【航空料】

内地と朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島相互間第一種二十グラム

まで毎に五〇錢

第二種 通常葉書、往復葉書二〇錢、封緘葉書四〇錢

第三種乃至第五種五十五瓦迄毎に一圓〇〇錢

内地樺太間

第一種および第二種一二錢

第三種乃至第五種五十五瓦迄一二錢、以上五十五瓦迄毎に二〇錢

別配達料(外地宛) (八軒迄) 五〇銭
(以上四軒迄毎に) 五〇銭

二、滿洲國及中華民國宛郵便料金

1、通常郵便料金内國郵便通常郵便料金に同じ

2、特殊取扱料金

書 留 料

配達證明料(到達證料)

引受時刻證明料(滿洲國に限る) 内國郵便特殊取扱料に同じ

内容證明料(滿洲國に限る)

なほ日滿小包料金、滿、華、佛印泰國宛航空料金も左の通り改正される見込である(單位錢)

一軒瓦 二軒瓦 三軒瓦 四軒瓦
まで まで まで まで

日滿小包料金 六〇 八〇 一〇〇 一二〇

滿華宛書狀 二〇グラムまで毎に六〇

航空料 通常葉書 二五銭
往復葉書

郵便葉書 封緘葉書 五〇銭

【佛印、泰國宛航空料】

書狀二〇グラムまで毎に 八〇銭

郵便葉書 三十五銭

◎電話電信新料金

電信電話料金で主なる改正左の如し

一、内國電報料金 通常電報の基本料(和文十五字以内、歐文五語以内) は内地間の官報、私報および内地、外地間の官報はこ

れまで和歐文を問はず三十銭だったが、今後はこれが四十銭と

なり、また内地、外地間の私報は和文四十銭が四十五銭に、歐

文四十五銭が五十銭に値上げ、基本料を超える場合の累加料、

(和文五字以内、歐文一語毎)は從來五銭だったがこれが七銭と

なった、だから内地間の電報で例へば二十字の場合は十五字ま

での基本料金が四十銭それに累加料が七銭で都合四十七銭にな

る(從來は三十五銭)

一、市内電話料金 度數料金は東京、大阪三銭が五銭にその他は

四銭に決定、基本料金は東京、大阪四十五圓が六十圓に、京都、

名古屋、神戸は三十五圓が四十五圓に横濱その他局では三十

圓が四十圓に改められ均一料金制を實施してゐる局の電話使用

料は局の等級によつて二割乃至二割五分の値上げを見る

一、市外通話料金 遠距離の値上率を低くし平均三割程度の値上

げとなる、他に距離の段階も一部變更し從來の四キロまで五銭

四キロ以上十二キロまで十銭を改正料金では四キロ區域を廢止

し八キロ區間を新設一律に十銭とし十二キロまでは十五銭、廿

キロまでは、廿銭、四十キロまでは二十五銭と値上げすると、

もに六十キロまで卅銭、八十キロまで三十五銭の新區間を設け

た。